

令和元年第9回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和元年 11 月 25 日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和元年 12 月 2 日 午前 10 時 00 分
4. 議員総数 12 名
5. 出席議員数 12 名

1 番	吉 澤 光 雄	2 番	向 山 光
3 番	瀬 戸 純	4 番	舟 橋 秀 仁
5 番	松 澤 千代子	6 番	山 寺 はる美
7 番	樋 口 博 美	8 番	池 田 睦 雄
9 番	津 谷 彰	10 番	矢ヶ崎 紀 男
11 番	小 澤 睦 美	12 番	岩 田 清

6. 会議事項

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 4 議案第 2 号 辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 辰野町景観条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 辰野町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 号 辰野町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償

- に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 辰野町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 15 議案第 13 号 令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和元年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 15 号 令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 17 号 令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 18 号 令和元年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 19 号 令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 20 号 令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 21 号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 24 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 25 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	小 野 耕 一
まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹	住民税務課長	武 井 庄 治

保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	赤羽裕治
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	中村京子
こども課長	加藤恒男	生涯学習課長	西原功
辰野病院事務長	今福孝枝		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	中畑充夫
議会事務局庶務係長	田中香織

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第11番	小澤睦美
議席第1番	吉澤光雄

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和元年第9回辰野町議会12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第9回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

本日ここに第9回辰野町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては師走に入り何かとご多用の中ご出席を賜り、感謝申し上げます。12月に入り、寒さも厳しくなってきました。冬本番を迎え、心配されるのは大雪です。住民生活に大きな影響が及ばないよう除雪体制や交通安全対策に万全を期すため、11月20日に関係機関にお集まりいただき除雪会議を開催いたしました。しかしながら、幹線道路以外の路地などは住民の方のご協力をお願いするところがございます。

10月の台風19号の上陸では町内各地で被害が発生し、長野県内も大きな被災を受けました。同じような状況になったとき住民が町からの情報を受け取り、実際どう行動したら良いか、災害に応じた避難行動、避難場所を住民にしっかり理解してもらう

にはどうしたら良いか、自分の命を守るための最善の行動とはどんな行動なのか、今回の台風で浮かび上がった問題点を整理し、事前防災として今後考えていかなければならないと痛感したところでございます。さて、先月 15 日に内閣府が発表した 7 月から 9 月期の実質国内総生産 GDP は、物価変動を除いた実質値で 0.1% 増、年率換算で 0.2% 増となり、プラス成長は 4 四半期連続となりました。10 月の消費税増税前の駆け込み需要が個人消費を押し上げましたが、限定的で夏の天候不順や訪日客消費の不振が響き、成長率は前期と比べ鈍化いたしました。10 月から 12 月期は、家電など耐久財を中心に駆け込み購入の反動減が見込まれ、マイナス成長になる可能性が高く、今後の経済動向を注視していきたいと思っております。

来年、令和初めての天皇誕生日 2 月 23 日に開催する NHK のど自慢への出場者と観覧者の募集が、先月より始まりました。ゲストには、細川たかしさんと由紀さおりさんをお迎えいたします。前日の予選会から辰野町をのど自慢一色になるよう、町独自のイベントを考えていきたいと思っております。そしてぜひ、辰野町から 5 名以上の本選出場者が出るよう願っているところであります。早いもので町長に就任し、2 年が経過いたしました。この間、町民が幸せを感じるまちづくりに向けて、産業振興や福祉充実など公約の実現に全力を尽くしてまいったところであります。今後も引き続き産業振興、暮らし、福祉、子育ての充実、若者と高齢者に魅力あるまちづくり、道路住環境整備、防災対策の 4 大プランを推進するために、職員と総力戦で立ち向かい辰野の未来を作ってまいる所存です。議員各位におかれましては、一層のご指導ご鞭撻ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に提案する議案は、条例の制定 3 件、条例の一部改正 7 件、辰野町一般会計補正予算など各特別会計補正予算 10 件、公の施設の指定管理者の指定 1 件で、合わせて 21 議案と報告事項 1 件です。なお、法律の改正に伴う条例の改正を 1 件追加議案として最終日に提案させていただきますので、よろしくお願ひいたします。提案時、それぞれご説明申し上げますので、ご審議の上、原案承認、可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、議席 11 番、小澤睦美議員、

議席1番、吉澤光雄議員を指名いたします。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、山寺はる美議員。

○議会運営委員長（山寺）

皆さん、おはようございます。去る、11月25日と本日12月2日議会運営委員会を開催し、令和元年第9回辰野町議会12月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。11月25日辰野町告示第41号によって、辰野町長より12月定例会を12月2日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員正副議長同席の下12月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

（事務局長朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月17日までの16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和元年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、日本各地に大きな災害を引き起こした台風19号による災害の復旧に係る専決補正予算であります。補正総額は2,465万4,000円の追加であり、予算総額は89億1,084万8,000円となりました。歳入につきましては、

分担金及び負担金、県支出金、繰越金の増額であります。歳出につきましては、民生費では台風により家屋に大きな被害を受けた被災者に対する被災者生活再建支援金、災害復旧費では、林道や農業用水路、道路の災害復旧にかかる原材料費、倒木の撤去委託料、工事請負費などの追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。日程第4、議案第2号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第2号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、新たに一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の制度を導入するものでございます。この改正は、雇用期間等により地方公務員法第22条の2第1項を根拠とする会計年度任用職員と、同法22条の3を根拠とする臨時的任用職員となり、辰野町はパートタイム会計年度任用職員が大部分ですので4ページから主な制定内容を説明いたします。20条関係では、9ページ、10ページの別表1、2表で、職種別の時間報酬、報酬月額を定め、4ページに戻っていただいて21条から5ページ24条までが時間外報酬等について、6ページ25条は期末手当等について、26条から7ページ29条までは報酬等の支給方法を、30条は公民館長及び社会教育指導員の報酬につ

いて、31、32条は通勤手当等の費用弁償について、8ページ附則は関連するほかの条例を改正するものであり、令和2年4月1日より施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第2号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総合的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。議案第2号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第5、議案第3号、辰野町景観条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第3号、辰野町景観条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。長野県の景観条例が平成4年に施行されまして、平成18年に全面改正による変更がございました。上伊那地域におかれましては平成30年度末に上伊那全市町村が、景観団体に移行するというところで上伊那の中で取り決めを行っております。辰野町におきましては、平成29年度のアンケート調査、ワークショップ等を行い、平成30年度から景観計画策定委員会の9回の開催におかれまして、辰野町の景観計画を策定しました。前回の全員協議会でも説明した後ですね、パブリックコメントそれから県とも調整を行いまして対応できましたので、辰野町の独自の景観を守り有効な景観形成のルールを作るため、必要不可欠な取り組みということで考えております。この条例の一部ですけれども景観行政団体に移行するものにつきましては、令和2年1月1日から、この条例の第11号から32条までにつきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第3号に対する質疑を行います。委員会の付託関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。議案第3号は、総務産業常任委員会に付託することにいたします。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第6、議案第4号、辰野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第4号、辰野町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。現在、地方公営企業に求められているところでは、経営の見える化をございまして、地方公営企業適応に取り組んでるのが実情でございます。人口3万人以上の団体につきましては、令和元年度末までに公営企業法に適用するということになっております。人口3万人未満の辰野町においても令和5年度末まで移行を完了し、令和6年4月1日から公営企業法適用されるということになっております。辰野町ではですね、簡易水道、公共下水道、特定公共下水道、農業集落の4事業を公営企業法の適用拡大の対象会計として移行へ向け準備に取り組んできました。地方財政措置が投じる地方債を充当して、現在行っております。現在、移行準備について各事業において、検討、状況把握、整理を行っており、条例の制定に対して今回お願いしております。地方公営企業法適用されることにおきまして、見える化されることになりまして、住民の皆様に対する説明責任ができるようなものということでございます。地方公営企業法の適用については、経営に関する基盤強化や経営改革を推進していく上で、必要な不可欠な取り組みだと考えております。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第4号に対する質疑を行います。委員会の付託関係もございまして、

総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。議案第4号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第7、議案第5号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第6号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、2件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

初めに、議案第5号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。国の人事院勧告を受け、職員の給与、手当等の改正を行うものです。第1条関係では、29条勤勉手当は12月に支給する期末手当の基礎額に乗じる率を引き上げ、一般職は100分の95を100分の97.5に、管理職は100分の112.5を100分の117.5に改めるものです。別表の改正給料表については、30歳半ばまでの引き上げを基本に改定し、平均改定率は0.1%になり平成31年4月1日より適用いたします。続きまして18ページ第2条関係では、16条の2項で住居手当支給額を1万6,000円を超える家賃額に、同条3項で手当額の算出根拠額をそれぞれ変更するものでございます。附則で本手当の経過措置を定めております。また、29条勤勉手当は、6月、12月支給率が同率になるよう一般職は100分の95、管理職は100分の115に改定し、令和2年4月1日より施行するものでございます。

次に、議案第6号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。これも人事院勧告等に準じ、議会議員及び常勤の特別職の期末手当の率を改正するものでございます。1条、3条では、12月の支給期末手当100分の167.5を100分の172.5に改正し公布の日から施行

いたしますが、3条第2項は令和元年12月1日より適用いたします。次に2条、4条は令和2年度以降は、6月、12月支給率が同率になるよう振り分け、100分の170に改定し令和2年4月1日より施行いたします。以上、一括して提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第5号、議案第6号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございいますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。ただいま議題となっている、議案第5号及び議案第6号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号、議案第6号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第9、議案第7号、たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第7号、たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。指定管理者による施設の管理・運営を安定的、継続的に適切な水準で維持し、今後も地域住民の福祉の向上を図っていくことが必要なことから、利用料を改定するため条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。改正の内容を申し上げます。条例の別表、宿泊料金(サービス料込み)の項の中で大人2万円を2万5,000円に改め、同表、日帰り入浴の項の中で大人500円を600円に改めるものであります。附則につきまして、この条例は一定の周知期間の後、令和2年4月1日から施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第7号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございいますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

○舟橋（4番）

今説明いただきました議案第7号ですが、今説明いただいた中で別表という表現ございましたが、議員のほうには別表が配付されておられませんので、それは後ほどでも配付をお願いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

はい。後ほど議員の皆様に配付をいたします。

○議長

そのほかございませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑を終結いたします。議案第7号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第10、議案第8号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第8号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。会計年度任用職員制度の創設に伴い、特別職の職員で非常勤職員について見直すため、また農業委員会の農地利用最適化推進活動に対して、国の農地利用最適化交付金を受け、農業委員報酬に上乘せして能率給として支給することを可能とするため、条例の一部を改正するものです。初めに、会計年度任用職員の創設に伴う見直しでございますが、2ページをご覧ください。別表中、公民館の項がございますけれどもその内、分館長、分館主事及び下段がございます月給で支給する報酬、公民館長、社会教育指導員を今回の改正で削除するものでございます。次に、5ページをご覧ください。農業委員会の委員の報酬に、会長、会長職務代理、委員、農地利用最適化推進委員に対し、国で創設された農地利用最適化交付金の支給の範囲内で、成果実績に対する能率給の支給を定めるとするも

のであります。この条例は令和2年4月1日より施行をいたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第8号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。議案第8号は、総務産業常任委員会に付託することにいたします。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第11、議案第9号、辰野町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第9号、辰野町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。先ほど下水道事業でも説明しました、法適化の関係にございまして簡易水道も法適化の取り組みをしております。今回の条例でございまして、辰野町簡易水道特別会計を辰野町上水道事業会計に経営統合することに伴う、地方公営企業法の適用のための条例の改正でございます。地方公営企業法の適用については、経営に対する基盤強化や経営改革を推進していく上で必要な取り組みと考えております。この条例につきましては、令和2年4月1日から施行です。ただし、第2条の規定による改正後の辰野町上水道事業給水条例の規定は、令和元年10月1日からの適用ということでお願いしたいと思います。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第9号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。議案第9号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしましたと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第12、議案第10号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第10号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、幼児教育・保育施設の3歳以上の利用者負担を無償とするとともに、幼児教育・保育施策の一体的な見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。本条例は9月定例会で提案し、その後、条例改正の基となった内閣府令の一部について相当数の誤りが確認されたことで、一旦撤回をさせていただきましたが、その後、条例に影響のある新たな訂正はなく、関連条項の見直しも完了したため、今回改めて提案をさせていただくものであります。新旧対照表の1ページをご覧ください。平成27年度からの子ども・子育て支援法の新制度の下では、幼児期の学校教育、保育の一体的な提供が市町村に求められており、当該条例は保育園の運営基準に加え、町内にはない認定子ども園や地域型保育事業等についても基準を定めております。今回、国の法施行令改正に伴い、第2条以降それぞれの施設、事業について「支給認定」を、「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理、今回訂正のあった「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」とする文言の修正や、用語の追加等各条項で行いました。4ページをご覧ください。第13条は、保育料などの利用者負担額についての規定であります。第1項は、「国の法施行令改正により、利用者負担を満3歳未満保育認定子どもに係る保護者からに限る」とし、3歳以上の給付認定子どもと3歳未満児の市町村民税非課税世帯の利用者負担を、無償とすることに伴う改正であります。5ページをご覧ください。第4項は、文房具などの物品の購入、行事への参加費など、便宜上保護者にご負担いただく費用についての規定であります。同項、3号の食事の提供に要する費用については、改正

前のかっこ書きで「3号認定未満児の食費を除き、2号認定3歳以上については主食費に限る」としていたものを、「おかず等の副食費を含む食費を徴収できる」とした上で、そこから除外するものとしまして、アで満3歳以上児について、1号認定の子は市町村民税所得割7万7,101円未満の世帯、保育園など2号認定の子は市町村民税所得割5万7,700円未満の世帯、ただし、一人親世帯等の場合は所得割7万7,101円未満の世帯の子の副食費。イとしまして、同時在籍3人以上の多子世帯の第3子以降の児童の副食費。ウとして、満3歳未満児の食費を挙げて、それぞれ徴収しないものとしたしました。この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年10月1日から適用といたします。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第10号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。議案第10号は、福祉教育常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第13、議案第11号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第11号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。児童福祉法の一部改正に伴い、乳幼児の保育や放課後児童の支援に従事する職員等の要件を変更するため、条例の一部を改正するものであります。本年6月、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童

福祉法第 13 条第 3 項が改正され、これまで「児童福祉事業」とされていた事項が「相談援助業務」と提言されました。相談援助業務とは、児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務を指します。児童福祉法第 13 条第 3 項は、児童相談所に置かれる児童福祉司に必要とされる資格を規定しているものですが、定義規定のない児童福祉事業という用語をこれまで用いてきました例規については、これに準じ改正を行う必要がございます。第 1 条辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、第 1 条関係の新旧対照表の 1 ページをごらんください。家庭的保育事業者等、現在町内には該当事業はございませんが、これら事業者等におきまして乳幼児の保育に従事する職員の一般的な要件の中で、児童福祉事業としていたものを相談援助業務に改めるものであります。

第 2 条、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、第 2 条関係の新旧対照表の 1 ページをご覧ください。辰野町放課後児童健全育成事業、学童クラブのことですが、で、児童の支援に従事する職員の一般的な要件と研修終了要件の中で、児童福祉事業としていたものを相談援助業務に改めるものであります。施行日は令和 2 年 4 月 1 日であります。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○瀬戸（3 番）

今説明がありました中で、家庭的保育事業、今辰野町ではないということですが、これ定めがあるということは今後、事業を始めたならこれが適用されるということなので、この家庭的保育事業というのはどんなものなのか教えてください。

○こども課長

ただ今ご質問のありました、家庭的保育事業についてご説明をいたします。児童福祉法の第 6 条の 3 第 9 項に「市町村の認可を受けた家庭的保育事業者が行う公的保育」ということで定めがございます。対象となるのは、3 歳未満で保護者が就労等で日中保育が困難な子、いわゆる 3 号認定の子どもになります。定員は一人の家庭的保育者が子ども 3 人まで保育、1 名から 5 名ということで、家庭ですとかいわゆる小規模の場所で保育を行う事業です。保育園と同じように、毎日保育が行われ、保育料についても公立保育園同様に徴収をするといったものであります。今回、家庭的保育事業等

とさせていただきます。このほかに、小規模保育事業、それから居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業ということで、それぞれ定義がございます。ただし、先ほどご説明しましたとおりに、現在は該当する事業はございませんが広域入所、また議員おっしゃるとおりに今後またこういった事業に取り組まれる事業者さん出てきたところで、適用になるものであります。以上です。

○議長

よろしいですか。そのほかありませんか。

○向山(2番)

今回の提案理由それから実際の改正の内容は、正に児童福祉事業を相談援助業務に改めるっていうだけのものなんですけど、背景としてですねこの間、全国的に問題になっている児童虐待の問題があったというふうに思います。とするならば、用語が変わっただけでなくてですね、内容的に現場の保育士、あるいは学童クラブの指導員において対応すべき内容が変わってきている部分があるのかどうか。そういった点についてお聞きしたいと思います。

○こども課長

ただ今ご質問のあったこの条例改正、法改正の背景であります。議員ご指摘のとおり昨今でございますが、やはり児童虐待について非常に問題がかなりいろいろな事件が出ておまして、そういった中で体制の強化といった観点で法改正をされるものであります。具体的な内容について今後細かく指示があるものだと思いますので、現時点ではこの部分が変わるといふ細かい具体的な内容は申し上げられませんが、例えば研修ですとか採用においてそういったいわゆる各家庭の経済状況、また子どもの貧困対策等々、様々な観点で研修等をしていただいで、資質を高めていただければと考えているところであります。以上です。

○向山(2番)

保育士についてはきちんとした教育課程を受けて、採用試験もされてます。学童クラブについては、そういった厳しいハードルがある意味なくて、ただし現場ではですね指導員になってくださる方がなかなか、これは勤務時間と賃金の関係もあろうかと思うんですが、確保が困難だという状況は承知していますけれども、しかしこの法の趣旨からいってですねやっぱり指導員についてもそういった更なる啓発っていうことも必要だろうと思います。でこれは、学童クラブの指導員に限らず、保育士におい

でもですねこれまで私も何回か一般質問でも指摘させていただいておりますけども、逆にいうとコンプライアンスを守ってくっていかですね、児童の人権を守っていくためのそういった意味での資質ですね。技術的な資質だけでなくですね、そういった資質の向上も必要だというふうに思いますが、今の課長の答弁の中にはそういった研修も更に強めていくということも含まれているという理解でよろしいでしょうか。

○こども課長

今ご質問いただきました学童クラブの支援員の関係でございますが、学童クラブの支援員の皆さんにおかれましては採用時はいわゆる資格等問うわけではございませんが、採用後継続的に資質を高めていただくために研修制度がございます。そちらのほうに積極的に参加をしていただこうと思っております。まだ腹案ではございますが、次年度いわゆる今まで非常勤職員の先生方でありましたけれども、今度、会計年度任用職員になります。この際に研修を終えたか終えないかで、多少報酬関係で差をつけるといったことも検討しているところではございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。ございませんか。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 11 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。日程第 14、議案第 12 号、令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 7 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、人事院勧告と人事、異動等による人件費の補正、空き家等解体事業補助金、森林環境譲与税基金積立金、定住促進奨励金、除雪委託料、たつの未来館の工事費の追加などの補正予算であります。この補正総額は 3,090

万 1,000 円の減額であり、予算総額は 88 億 7,994 万 7,000 円となりました。

その概要を申し上げますと、歳入につきましては地方譲与税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、諸収入の増額と繰入金の減額です。歳出につきましては、議会費では人件費の減額が主なものであります。総務費では、人事異動による人件費の減額と空き家等解体事業補助金、光通信網支障移転に係る工事費、地方公共団体情報システム機構委託料の増額が主なものであります。民生費では、後期高齢者医療、広域連合負担金、介護保険特別会計と国民健康保険特別会計への繰出金の減額が主なものです。衛生費では、未熟児養育医療給付費、乳幼児健診などの臨時の保健師の賃金、後期高齢者医療保険加入者を対象とした人間ドックの補助金、訪問看護師の報酬の増額などが主な内容です。農林水産業費では、今年度から新たに始まった森林環境譲与税の交付に係る森林環境譲与税基金への積立金の追加が、主なものであります。商工費ではほたるマイカードの利用を促進し、町内商店の活性化を図ることを目的とした消費税増税対策、町内商店活性化事業負担金の増額が主なものです。土木費では、申請の状況から定住促進奨励金と道路維持事業の除雪委託料の増額が主なものであります。教育費では、たつの未来館アラパの施設整備に係る工事費の増額が主なものです。債務負担行為の補正ですが、社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事について、発注に際しその工事内容から翌年度までの工期設定をする必要があることから、新たに追加するものであります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 15、議案第 13 号、令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 13 号、令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明申し上げます。めくっていただきまして、1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出については、変更はございません。資本的収入及び支出について、建設改良費に 1,100 万円を補正するものでございます。4 ページをご覧ください。事業の 9101 原水及び浄水費については、修繕費の 73 万 2,000 円を不用とするものでございます。事業 9102 配水及び給水費の受水費については、桑沢浄水用水から購入し

ている水量により 80 万円を追加するものでございます。めくっていただきまして、5 ページをご覧ください。事業 9122 配水設備改良事業費でございます。14 の委託料につきましても、県道与地辰野線改良工事に伴う設計業務の追加でございます。30 の工事請負費につきましても、現在、沢底の堰堤工事に伴う配水管布設工事を行っておりますが、岩盤掘削等想定以外のものが起きましてですね変更工事費として 1,000 万円を計上するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 13 号、令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。日程第 16、議案第 14 号、令和元年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 14 号、令和元年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第 2 号)について、提案理由をご説明申し上げます。めくって 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 254 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 1,976 万 4,000 円とするものでございます。6 ページをご覧ください。歳入でございますが、県道与地辰野線に改良工事に伴いまして、県の補助金が 110 万計上してあるものでございます。7 ページをご覧ください。歳出による費用の 144 万 4,000 円を追加補正するものでございます。8 ページをご覧ください。歳出についてでございます。5701 水処理センター管理事務の 16 の原材料費でございます。辰野水処理センターの処理場に必要な使用機材の購入に伴うものでございまして、16 の原材料費 85 万 8,000 円を追加でお願いしております。9 ページをご覧ください。県道与地辰野

線下水道本管布設に係る実施設計費として、委託料の13の委託料110万円を追加しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第14号、令和元年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。日程第17、議案第15号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第15号、辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明申し上げます。めくっていただいて1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、変更はございません。4ページをご覧ください。人勧に伴いまして5710の給料を9,000円増額し、共済組合の負担金を9,000円不用減額とするものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第15号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。日程第 18、議案第 16 号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 16 号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,199 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 3,645 万 2,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。歳入でございます。繰入金について交付額の確定により保険基盤安定繰入金の内保険税軽減分を 120 万 7,000 円、保険者支援分を 192 万 7,000 円減額するものでございます。7 ページをご覧ください。諸収入について前年度保険給付費と交付金返還金、これは前年度 2 月分の診療報酬等精算返還金となりますが、雑入として 1,512 万 9,000 円増額するものでございます。続きまして、歳出でございます。8 ページをご覧ください。保険給付費について、審査支払手数料を 15 万円増額するものでございます。9 ページをご覧ください。諸支出金について、前年度保険給付費等交付金精算余剰金を県へ返還するための償還金として 1,524 万 7,000 円を増額するものでございます。10 ページをご覧ください。予備費については、歳入減額分の調整でございます。以上、提案理由を説明申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 19、議案第 17 号、令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 17 号、令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,150 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 405 万円とするものでございます。内容につきましては、6 ページをご覧ください。歳入でございます。後期高齢者医療保険料の内、特別徴収保険料を 514 万 3,000 円、普通徴収保険料を 540 万 5,000 円、実績見込みにより増額するものでございます。7 ページをご覧ください。

長野県後期高齢者医療広域連合の予算補正により事務費繰入金を、123万8,000円減額し、保険基盤安定繰入金を151万6,000円増額するものでございます。8ページをご覧ください。繰入金につきまして、前年度繰入金の確定により67万4,000円増額するものでございます。続きまして歳出でございます。9ページをご覧ください。負担金の内保険料納付金を1,122万2,000円増額し、長野県後期高齢者広域連合の予算補正に伴い、減額分納付金を151万6,000円増額し、事務費負担金を123万8,000円減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第20、議案第18号、令和元年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第18号、令和元年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を説明いたします。1ページをご覧ください。収益的支出に1,368万9,000円を加え、総額を22億6,194万6,000円とするものでございます。内容につきましては、3ページのほうをご覧ください。この補正につきましては、人事院勧告及び職員の異動に伴う給与費の補正になります。また賃金につきましては、臨時職員の増及び実績に基づいて補正させていただきました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○舟橋（4番）

資料の5ページを拝見しますと、給料及び手当の増減額の明細ってのがあります。この中で、給与改定に伴う増減分というのを除いたですね、そのほかの増減分というのが、3件あるんですね。で、准看護師の増であったり非常勤医師、臨時職員の増加による賃金増、で、これら給与改定に伴うものを除いたですね増額というのが、総額で1,272万5,000円あります。で、これの内訳といいますかその人数をですね拝見すると、7ページに級別職員数というのが載っております。で、お医者さんは増減ないわけですが、医療技術員から労務職員の方まで全て合わせますと、労務職員の

方はですね昨年度から3名減ってるんですがそれ以外のところは全て増員されていて、ま、10名以上の方が増員されています。で、これらは、当初予算のときにこの増員に関しての審議というのはされなかったんでしょうか。その辺について伺います。

○辰野病院事務長

はい。看護師のほうの採用につきましては、正直1月くらいまで採用試験をやっておりますので、現在、通常ですと今が予算ちょうど作っているときでしたので、その時に実際の採用人数がどのくらいになるかっていうところもやはり分からなかったもので、想定はしておりましたけれどちょっとそれよりも多くなってしまったっていうところもあります。というところで、現状で今回補正させていただきました。

○議 長

よろしいですか。

○舟橋（4番）

その実際に確定されたのが、色々審査のタイミングもあって今回になったということだと思うんですが、その増員されてる人数がかなり多いっていうふうに思っております、この多くなった理由は。主な理由ですね、それについて説明いただければと思いますけど。

○辰野病院事務長

はい。現在看護師のほうにつきましては、年々採用をしております。で、今回たまたま増えたっていうところにおきましては、非常勤職員として勤務していた職員も非常に長くおられて、その方が正規になったっていうところもありますし、そのほかにも応募がありました。で、現状としまして辰野病院のほうで今、看護師の採用してもなかなか最初から応募があるわけでもない、それからちょうど育休者が非常に増えてしまってなかなかその復帰の先が見えないというところもありまして、今回応募が結構きていただきましたので採用になりましたという経過でございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号、令和元年度、町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。日程第 21、議案第 19 号、令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 19 号、令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 1 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 100 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1,712 万 8,000 円とするものでございます。内訳につきましては、6 ページをご覧ください。歳入では繰越金 88 万 5,000 円の増額、7 ページの還付金につきましては、消費税還付金の確定により 12 万 3,000 円を追加するものです。8 ページをご覧ください。歳出では一般管理事務が、辰野町地域情報告知システム基金積立金 140 万 8,000 円を追加、公課費で当初見込んでいました消費税分 40 万円を減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第 19 号、令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。日程第 22、議案第 20 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 20 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由

を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 294 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 5,608 万 3,000 円とするものでございます。内容について申し上げます。6 ページをご覧ください。歳入では、国庫補助金の内地域支援事業交付金が 181 万 3,000 円の増額でございます。これは総務費に計上いたしました職員の人件費の内 1 名分を、国、県の補助対象となる地域支援事業費に科目変更することによるものでございます。また保険者機能強化推進交付金は、交付金の交付決定に基づき 338 万 1,000 円増額するものでございます。続きまして 7 ページの県補助金ですが、これも人件費 1 名分を総務費から地域支援事業費に科目変更することにより、県の補助金 90 万 7,000 円を受けるものでございます。次に 8 ページでございますが、町からの繰入金でございますけれども、これも人件費 1 名分を総務費から地域支援事業費に科目変更することによる科目間の増減で、その他一般会計繰入金が 406 万 1,000 円の減額、地域支援事業繰入金が 90 万 7,000 円の増額でございます。続きまして歳出でございますが、9 ページの一般管理費は、職員 1 名分の人件費を地域支援事業費に科目変更するための給料、諸手当、共済費の減額でございます。また需用費につきましては、消耗品費を 10 万円増額し、印刷製本費を同額減額するものでございます。10 ページの地域支援事業費は、職員 1 名分を総務費から科目変更することによる人件費の増額、また介護予防生活支援サービス事業費は保険者機能強化推進交付金の交付決定により 338 万 1,000 円を一般財源から特定財源へ組み替えるものでございます。11 ページの予備費につきましては 229 万 8,000 円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 23、議案第 21 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 21 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。来年 3 月 31 日を持ちまして指定管理期間が満了する、辰野町地域活性化センターについてご審議をお願いするも

のでございます。辰野町地域活性化センターの指定管理者選定にあたっては、指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条に基づきまして、本年9月24日から10月18日まで候補者の公募を行いました。その結果、2社からの応募があり、書類審査を経て11月1日に庁内職員で構成する選定委員会において選定基準に基づくプロポーザル審査を実施し、その後11月6日に識見を有する方で構成します候補者選定審査会に図り、決定したものでございます。その結果、辰野町中央58番地、有限会社共和堂、代表取締役宮原陽子氏に決定いたしました。指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3箇年です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで、議案に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第21号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第24、報告第1号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責を負うものについて専決処分をおこなったので、報告いたします。1件の財物事故でございます。令和元年8月22日の事故です。パークホテル敷地内で公用車を方向転換のためバックした際に、停車中の車両と接触し、相手車両左後方ドア付近を損傷させてしまいました。示談が成立し賠償金額14万9,742円を支払いました。専決日は令和元年10月25日です。なおこれらの賠償につきましては、全国自治協会自動車共済損害賠償保険にて処理をいたしました。以上、報告いたします。

○議長

ただ今報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたい

という点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 25、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、その写し、及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

(事務局長朗読)

○議 長

以上、請願 1 件については、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思えますけれど、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり付託することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日の会議は散会といたします。大変ご苦勞様でした。

11. 散会の時期

12 月 2 日 午前 11 時 29 分 散会